



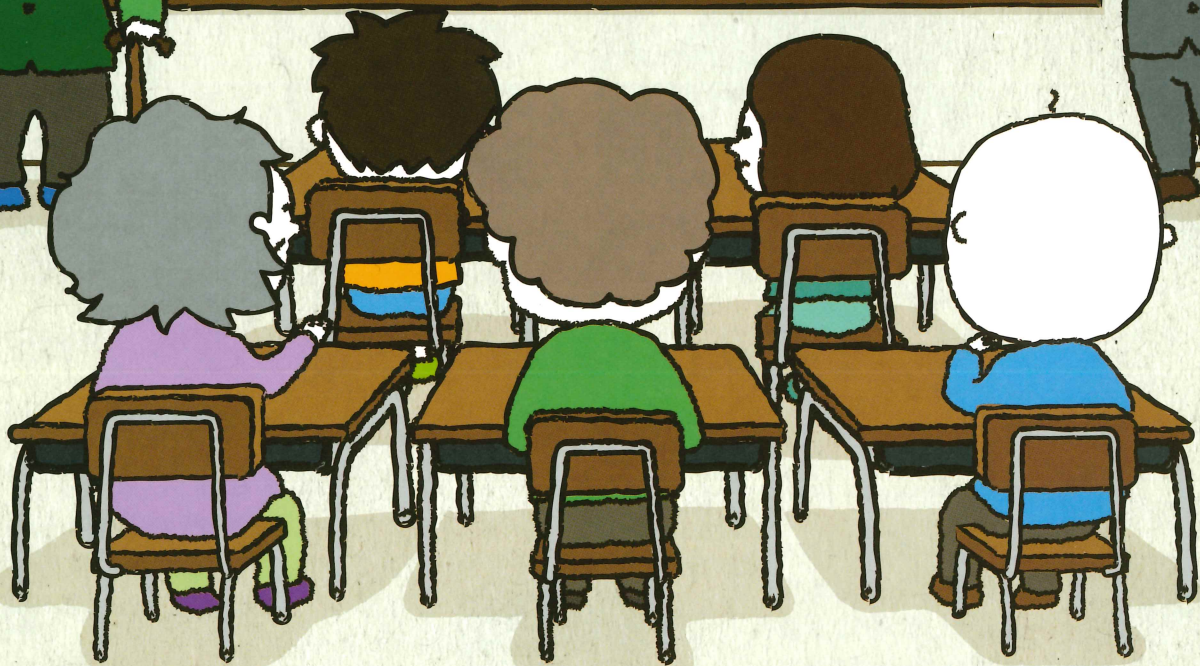
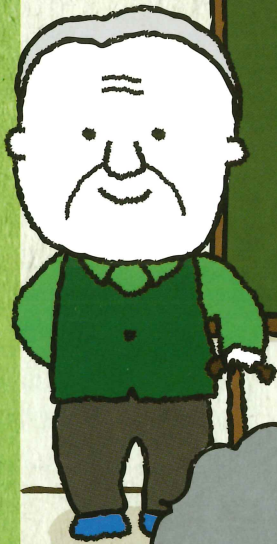
任意後見制度
(移行型)
の利用のススメ

vol.3

いまの暮らしから
亡くなったあとまで

『後見人』を決めて

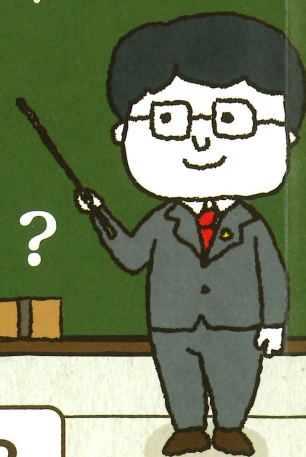
サポートして
もらいませんか？



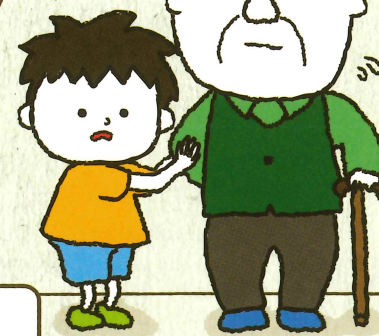
りーかる さぽーと
にゅーす

legal support news

いまの暮らしから亡くなったあとまで、
「後見人」を決めて
サポートしてもらいませんか？



おじいちゃん
大丈夫???



体が思うように
動かせなくなってきた…
今は、しっかりしてるけど、
認知症になったら
どうしよう??

1

あるおじいちゃんの心配



買い物や銀行にも行けないし、
このまま、もの忘れが多くなって
「認知症」になったらと思うと、
不安…亡くなったときにお葬式
をしてくれる人もいない…。

2

それ、後見人に全部まかせよう！

「後見人」は、年をとったり病気をし
たりして、自分で判断することがむ
ずかしくなったとき、本人にかわっ
てお金の管理や契約などをしてく
れる人です。事前に相談して備えて
おけば、判断能力がしっかりしてい
るうちから自分が亡くなった後のこ
とも、いろいろお願いできるんです。



3

どんな準備がいるの？

「後見人」になってほしい人を選び、「判断能力が
おとろえたら、後見人にサポートしてもらう」という
契約をむすび、そのときに「判断する能力がしっか
りしている時は、財産管理のサポートをしてもらう」
「亡くなったら葬儀や納骨などもしてもらう」など、
事前に契約を結んでおきます。契約は、公証役場
で公証人の立ち会いのもとで行うから安心です。



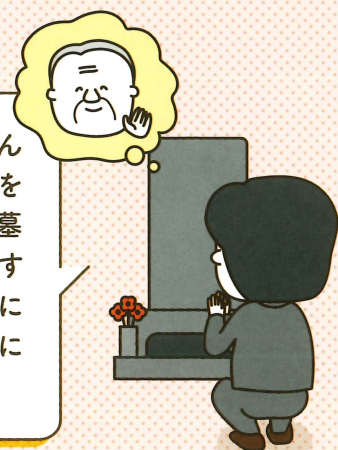
へえー
色々相談にのって
くれるんじゃねえ



6

亡くなったあとは…

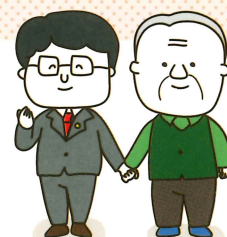
いくら予算でどん
な葬儀にしたらだれを
よぶか、お骨はお墓
に納めるのか散骨す
るのかなど、事前に
決めている内容に
そって実行します。



5

判断する能力がおとろえたら…

「後見人」になってくれる人が家庭
裁判所で手続きをすると、「後見人」
を監督する「監督人」が選ばれて、
「後見人」の仕事がはじまります。



「後見人」の仕事

たとえば、通帳をあずかってお金の管理をしたり、
介護サービスや入院の手続きをしたりと、はじめに
決めた仕事を、本人の気持ちによりそって行います。

4

判断する能力が
しっかりしているとき

お金の管理をしてもらう契約を結べば、
買い物や銀行に行ってくれたり、必要
なお金をもらったり支払ったりと、約束
した内容どおり後見
人が助けてくれます。
それと同時に、「認知
症」が進んだらすぐサ
ポートできるよう、本人
の生活を見守ります。



足が不自
由だから
助かるよ！

遺言書づくりの
サポートも！

リーガルサポートなら、
ご希望に応じて、遺言
書づくりもサポートします。



おかげで心配ごとが
なくなるよ！



ずっと同じ人が
支えてくれて安心だね



お願いすることを
先に決めておくんだね



リーガルサポートにお任せください

「成年後見制度」にのっとり、判断が不十分な方々の、暮らしと財産を守ります

リーガルサポートは、「成年後見制度」を通じて、判断能力が不十分な方々の暮らしと財産を守れるよう、司法書士が中心となって設立された公益社団法人。日本全国に50の支部があります。

司法書士は親族以外の第三者の後見人として、最も多く選ばれている専門職です。

成年後見制度

認知症や知的障がいのある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続や財産管理などがサポートされます。



任意後見制度

判断能力が不十分となる前に、自分で後見人と将来の契約を結ぶもの。後見人に何をしてもらうかを、あらかじめ決められます。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が後見人等を選ぶもの。後見人はご本人のかわりに法律行為等を行います。

リーガルサポートでは、一定の指導や研修を行うことで“専門職後見人”を養成しています。会員である司法書士が後見人となった場合には厳しく監督し続け、誰もが「成年後見制度」を安心して利用できるよう努めています。

リーガルサポートの
終活安心
サポート

まだまだ元気な時のサポート

見守り
契約

認知症などが進んだ時のための備え

任意後見
契約

身体がしんどくなってきた時のサポート

財産管理等
委任契約

亡くなった後の備え

死後事務
委任契約

リーガル
サポート
の電話相談

Tel. **06-4790-5656** 土・日・祝を除く平日 13:00~16:00

成年後見についての質問、ご相談、お気軽にお電話ください。

無料の面接相談も行っています

谷町四丁目 / 大阪司法書士会館

毎週木曜

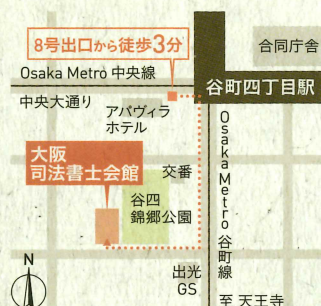
〈祝日は除く〉

13:00~16:00

〈受付〉15:30まで

予約不要

Tel. **06-4790-5643**
大阪市中央区和泉町1-1-6



堺東 / 司法書士総合相談センター堺

毎週火曜

〈祝日は除く〉

13:30~16:30

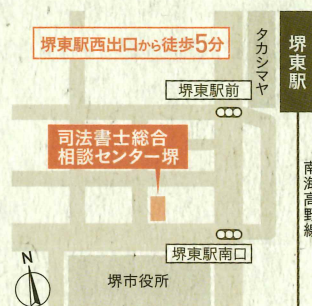
〈受付〉15:40まで

完全予約制

Tel. **06-6943-6099**

平日10:00~16:00に
お電話でご予約ください。

堺市堺区中瓦町2-3-29 瓦町ウエノビル4階



発行元

リーガルサポートおおさか

〒540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6
Tel.06-4790-5643

<https://www.legal-support-osaka.jp/> (リーガルサポートおおさか)
<https://www.legal-support.or.jp/> (公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート)